

## 第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置

### 第1節 保存

#### (1) 文化財の把握調査

法や条例の趣旨に即して国民的財産として文化財を総合的に保存・活用していくには、域内の調査を行い、どこにどんな文化財があるのかを把握することが必要です。なお、調査にあたっては、文化財が所有者の財産であることを前提とした丁寧な対応が求められます。

##### ■ 県の取組

県は、全県的・広域的な状況を把握するための調査をします。地域を定めない文化財や、広域に及ぶ文化財のうち、県が実施する必要があると考えられるものについては、関係市町との連携のもと、県が調査を実施し、文化財保護に必要な情報を関係市町と共有します。

三重県では、別表1に示した全県的（一部、地域的なものを含む）な<sup>しっかい</sup>悉皆調査を行っていますが、調査から十数年を経ているものもあります。これらのうち、最新状況の収集や新たな価値の発見等による必要が生じた場合には、県は関係市町等と協議のうえ、追加・補足調査を行うとともに、市町が実施する県の調査に基づく詳細調査への支援をします。

天然記念物については、その環境変化は人為的な開発等によるものばかりでなく、自然に変化していく場合もあります。そのため、とくに動植物をはじめとした天然記念物に対しては、時節に応じた保護管理の方針を立て、それを関係機関で共有していくことが大切です。

三重県では、生息調査や分布調査等を積み重ねることにより、平成15(2002)年・同24(2012)年に特別天然記念物オオサンショウウオ、平成17(2005)年に天然記念物ネコギギ、平成21(2009)年に県指定天然記念物オオダイガハラサンショウウオの保護管理指針を策定し、これに基づき天然記念物の保護をしています。今後は、最新の調査情報をふまえ、環境変化に則した適切な保護ができるよう、保護管理指針の見直しを常に行っていきます。

##### ■ 市町の取組

市町は、前章で見た県域の特徴や地域区分をふまえ、管内にある文化財を対象とした調査を行います。また、具体的な保存の方針を見極めるため、必要に応じ、個々の文化財に対する詳細調査を実施します。また、県が実施する広域調査や天然記念物の保護管理に連携して取り組みます。

##### ■ 所有者等への期待

文化財の所有者は、文化財が持つ公共性について理解を示すとともに、県や市町が実施する調査については、個々の財産権が侵害されない範囲での協力をするのが望まれます。

##### ■ 県民の皆さんへの期待

居住地の近隣で文化財の調査が実施される際には、その重要性を理解するとともに、調査が円滑に進むため、必要に応じ可能な限りの協力を行うことが望まれます。

##### ■ 高等教育機関等への期待

大学等の高等教育機関においては、専門的知識を活かした学術的調査・研究を推進し、文化財の本質的価値の理解深化や、新たな価値の発見に努めることが望まれます。

## (2) 指定等による保護

### ■県による指定文化財の指定と保護

指定文化財は、法や条例に基づき保護されています。そのため、改変（現状変更）に対しては一定の規制がある一方、修理や記録作成など保存のために必要な措置を講じるにあたっては、指定文化財の区分（国・県・市町）によって、予算の範囲内で補助金の交付等による支援があります。

指定文化財は、法によって貴重な国民的財産と位置づけられています。そのため、県は現在指定されている文化財について、所有者と協力しながらその保護を進めるとともに、今後とも調査を進め、守るべき文化財については新たに指定を行う努力が必要です。

県は、条例に基づき指定されている文化財について、その保護のために必要な財政的、技術的支援を行います。また、県にとって重要と考えられる文化財について、市町の意見を聞きながら、県文化財保護審議会による審議のもと、指定を行い保護します。三重県では、県指定候補文化財の推薦については市町を通じ実施しています。市町からは、県教育委員会からの照会（依頼）に基づき、「三重県指定文化財推薦の目安」（平成27(2015)年9月）を参考として推薦がなされています。

これにあたっては、県が実施した県内全域に及ぶ下記等の調査に基づき、市町で改めて詳細調査を行い、市町指定文化財としたうえで市町から県指定文化財候補として推薦する方法があります。

- ・『三重県近代和風建築総合調査』の成果に基づく、近代和風建築の指定・登録の推進
- ・『三重の近世社寺建築』等に掲載された建造物の指定等に向けた詳細調査の推進
- ・『三重県石造物調査』Ⅰ・Ⅱに基づく、石造物の指定等の推進
- ・民俗行事の調査に基づく指定等の推進
- ・埋蔵文化財（重要遺跡）の発掘調査に基づく出土遺物や史跡への指定等の推進

### ■国指定文化財に向けての取組

その価値が県の範囲を超えると考えられる文化財については、県は国や県文化財保護審議会委員、該当市町と協議しながら国指定文化財となるための取組を行います。

### ■市町による文化財の指定と保護

市町は、市町文化財保護条例に基づき、域内の文化財のうち該当市町にとって重要と考えられる文化財について、市町指定文化財として保護しています。また、新たな価値が発見された文化財については、市町文化財保護審議会等による審議のもと、指定を行い保護しています。さらに、その価値が市町の域を超える文化財については、県と協議のうえ、県指定文化財候補として推薦しています。

### ■登録文化財の保護

指定文化財が強い法的規制（県・市町による指定の場合は条例による規制）を受けるのに対し、国の登録文化財制度の法規制は緩やかです。また、登録することによって所有者への税制優遇措置もあります。国の登録制度を活用し、国が設ける各種補助金を有効に利用することが町並みや集落、記念物を保護していくために効果的です。

市町は、国の照会に基づき、文化財所有者の意向を確認したうえで登録を推薦します。県はその推薦に基づき、国へ申請を行います。

#### ■所有者による保護

文化財所有者は、指定等文化財の価値を認識するとともに、それを守り伝えるため日常的な維持管理を行うこととします。また、経年劣化の進行や、毀損や破損が生じた場合には、関係する市町や県と協議のうえ、修理を実施することとします。

#### ■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財が持つ公共的性格をふまえ、指定等文化財の価値を守り伝えるための所有者等による取組への理解を深めるとともに、必要に応じ可能な限りの協力を行うことが望まれます。

### (3) 文化財の記録作成

文化財保護のため、記録作成は有効な手段です。記録作成には、文字・図面・写真等による記録（報告書）と映像・音声による記録があります。作成した記録は学術的な調査研究の基礎資料となるだけでなく、万一、文化財が滅失・休止した際に、復元や再現の重要な根拠にもなります。さらに、文化財の価値を広く伝える際にも役立ちます。こうしたことから、個別の文化財において、記録を作成しておくことが望まれます。特に、無形の文化財（無形文化財、無形民俗文化財）の記録作成は極めて重要で、積極的に取り組むことが必要です。

#### ■県の取組

県は、市町に対し、個別の文化財について記録を作成するよう働きかけます。特に、無形の文化財については、『無形民俗文化財記録作成の指針』（三重県教育委員会、平成29(2017)年)に沿った作成を呼びかけるとともに、必要な助言と支援を行います。

#### ■市町の取組

市町は、域内の個別文化財について、修理事業や整備事業に合わせて報告書を作成するなど、個別の文化財の記録を蓄積していきます。また、無形の文化財については、文化財保持団体等と協力して文化財の現状把握を行うとともに、記録作成を進めます。さらに、こうした文化財の記録は、図書館やインターネット等で広く公開する等により、文化財の価値を広く伝えていきます。

#### ■所有者、管理団体、保持団体等の取組

所有者、管理団体や保持団体等は、文化財の記録作成に主体的に取り組むとともに、その成果を所在地で公開するなど、文化財の存続に向けた取組を行います。

#### ■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、居住地の近隣で調査や、所有者や保持団体等が文化財の記録作成を行う場合には、その取組への理解を深めるとともに、必要に応じ可能な限り協力を行うことが望まれます。

### (4) 埋蔵文化財の保護と調査

国土開発に伴う滅失の危機から遺跡を保護するために設けられたのが埋蔵文化財の保護

制度です<sup>i</sup>。

埋蔵文化財行政が実施する発掘調査は、①記録保存のための発掘調査、②保存・活用のための発掘調査、③試掘・確認調査、に分けられます<sup>ii</sup>。埋蔵文化財は地中に埋もれているため、その所在を把握する詳細分布調査が必要です。また、現在は周知の埋蔵文化財包蔵地になっていない土地であっても、掘削により遺跡が発見される場合があります。

記録保存のための発掘調査については、事前に保護のための協議を行い、どうしても保存が不可能な箇所についてのみの調査とします。開発にかかる埋蔵文化財の発掘調査等については、原則として市町が実施することとなっていますが、広域性や公共性、調査の規模及び調査体制等を勘案し、状況に応じた対応を行っています。

埋蔵文化財は潜在的な価値を内包している文化財であり、地中に埋もれていることから通常はその価値は不鮮明ですが、発掘調査の実施によって価値が鮮明化するという性格があります。一方で、発掘調査は不可逆的であり、調査した箇所は二度と調査前の状態に戻すことはできません。そのため、上記①～③の区分に関係なく、慎重かつ正確に実施される必要があります。

発掘調査現場で現地説明会等を開催し、広く一般に公開することは、文化財の重要性を発信するのに効果的です。また、出土遺物の展示や公開講座等を開催することで、発掘調査した遺跡の価値を広く公開することも重要です。

#### ■県の取組

県は、埋蔵文化財保護の基礎となる詳細遺跡分布地図が未作成な市町に対し、その整備を呼びかけるとともに、必要な支援を行います。

開発地に埋蔵文化財が存在する場合は、可能な限り発掘調査を伴わないよう協議・調整します。開発による破壊が避けられない場所については、記録保存のための発掘調査を実施します。発掘調査の途中や終了段階では、条件が整う場合には現地説明会の開催を原則とします。調査終了後は、その成果を報告書としてまとめ、県民の皆さん等が閲覧可能な場所に配布する一方、講演会や展示会などを通じ、広く成果の還元を図ります。

市町が実施する発掘調査等について課題が生じた場合、県は相談に応じるとともに、必要に応じた技術的支援を行います。

#### ■市町の取組

市町は、埋蔵文化財保護の基礎となる管内の詳細遺跡分布地図の作成及び更新に努めることとします。

開発地に埋蔵文化財が存在する場合は、可能な限り発掘調査を伴わないよう協議・調整します。開発による破壊が避けられない場所については、記録保存のための発掘調査を実施することとします。発掘調査の途中や終了段階では、条件が整う場合には現地説明会の開催を原則とします。調査終了後は、その成果を報告書としてまとめ、県民の皆さん等が閲覧可能

<sup>i</sup> 開発に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関しては、昭和 29(1954)年の文化財保護法改正で明確に位置づけられました。

<sup>ii</sup> 文化庁『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）』（平成 16(2004)年)の区分に基づきます。

な場所に配布する一方、講演会や展示会などを通じ、広く成果の還元を図ります。

#### ■事業者への役割と期待

開発行為に際しては、埋蔵文化財包蔵地を極力避けるよう努め、やむを得ず埋蔵文化財包蔵地での工事を行う場合には、法令に則した手続きを行うこととします。また、発掘調査の実施にあたっては、それが文化財であることをふまえ、調査の実施及び調査途中や終了段階に県や市町が実施する現地説明会の実施や講演会、展示会等に対し、可能な限りの協力を行うこととします。

#### ■県民の皆さんへの期待

居住地の近隣で埋蔵文化財の調査が実施される際には、その重要性を理解するとともに、調査が円滑に進むため、必要に応じ可能な限り協力をを行うことが望まれます。

### (5) 無指定の文化財の保護

無指定の文化財は、法や条例による指定・登録等はされていませんが、その文化財が所在する地域にとって、欠かせない「宝」となっている事例が数多く見られます。平成31年4月1日の法の改正趣旨として、「未指定文化財も含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくこと」<sup>1</sup>の必要性がうたわれています。

本大綱では、文化財保護の基礎資料として、文化財の所在や内容等を記載したリスト（以下、「文化財リスト」という。）を市町が作成し、それに基づいて保護を行うものとしています。無指定の文化財についても、「文化財リスト」に掲載されたものを対象とします。

#### ■県の取組

県は、価値の高い無指定の文化財を認識した場合には、県文化財保護審議会委員の意見等に基づき、その保護について市町や所有者と連携して検討し、適切な保護に努めます。また、文化財リストに基づき、災害発生時の対応（第6章）を行います。

#### ■市町の取組

市町は、既存の自治体史や調査を参考に、文化財保存活用地域計画を策定した場合にはその内容をふまえ、無指定の文化財についても文化財リストを作成するとともに、その情報を県と共有することとします。なお、文化財リストは必要に応じ加除が可能なものとし、文化財所有者の意向をふまえて作成するものとします。

市町は、価値の高い無指定の文化財を認識した場合には、指定文化財や登録文化財として、法や条例に基づいて保存することも含めた保護方法を柔軟に検討していくことが重要です。この場合、県と情報共有するとともに、所有者や地域の意向をふまえた協議を進めることが大切です。

#### ■所有者等の取組

所有者等は、文化財の価値をふまえ、可能な限り保存・活用していくことが望まれます。また、新たな価値が発見された場合には、登録や指定等について、市町や県との話し合いを持つことが望まれます。

<sup>1</sup> 文化庁作成「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要」（平成31(2019)年4月1日付）による。

### ■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、所有者等と連携し、無指定の文化財が地域文化の財産として守り伝えられるよう可能な限りの協力を行うことが望まれます。

### (6) 文化財リストの更新の状況把握と所在確認

文化財が現在どのような状況に置かれているのか、あるいは、所在そのものを確認することは、保存のための基礎的な活動です。また、文化財は所有者・所在場所の変更や、年月を経る中で状態の変化や劣化等の発生が考えられます。

このため、定期的な文化財巡視と、文化財リストを常に最新の状態にしておくことが求められます。

### ■県の取組

県は、県文化財保護指導委員による文化財の巡視とともに、国・県指定文化財の所在確認調査を定期的実施します。また、市町から提出された文化財リストを最新の状態に保つため、市町に対し定期的な所在確認調査を呼びかけるとともに、それを集約します。

### ■市町の取組

市町は、改正法で可能となった文化財保護指導委員の設置（法第191条第1項）を行い、域内の文化財巡視の強化を図るなどの手段により、文化財の状況把握と所在確認を進めます。また、文化財リストを最新の状態に保つため、文化財所有者と適宜連絡をとり、その情報を県と共有します。

### ■所有者等の取組

所有者等は、県・市町・文化財保護指導委員等による巡視や状況調査に応じるとともに、所有者や所在場所の変更があった場合には速やかに市町等に連絡することが求められます。

### ■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんには、県・市町・文化財保護指導委員等による文化財の巡視や状況調査に理解を示すとともに、文化財の毀損や劣化等と思われる状況を確認した場合には、所有者等や県及び関係市町文化財保護部局へ連絡することを望みます。

## 第2節 活用

### (1) 情報発信

文化財を守り伝えるためには、有効に活用することが大切です。文化財の活用には、文化財の本質的価値が維持されることを前提に、県民の皆さんの文化環境向上に資することを意識した積極さが求められます。そのため、文化財の本質的価値の情報発信は、活用の第一歩に位置づけられる重要な取組です。

### ■県の取組

県は、域内にある文化財の価値を内外に発信するほか、必要に応じ、市町と連携した情報発信を行います。また、県埋蔵文化財センター、県総合博物館、斎宮歴史博物館、県立美術館等では、文化財の魅力発信のために次のような事業を適宜実施します。

- ・ 県が管理する遺跡出土品の定期的な展示及びその解説
- ・ 文化財の展示等の普及公開
- ・ 学校教育と連携した教材作成や文化財の活用
- ・ 文化財の魅力を分かりやすく伝えるための解説、講演会等の開催
- ・ 文化財の体験型イベントの開催

#### ■市町の取組

市町は、域内にある文化財の価値を内外に発信するほか、必要に応じ、県と連携した情報発信を行うこととします。市町はそれぞれの個性を活かし、展示や公開講座等を開催することが望めます。

#### ■所有者及び県民の皆さんへの期待

文化財の所有者や県民の皆さんには、県や市町が実施する文化財の情報発信について、可能な限り協力することが望めます。

### (2) 文化財の公開

文化財の公開は、本物を目にする絶好の機会であるため、可能な限り実施することが望めます。その際には、所有者の意向を尊重するとともに、文化財の本質的価値が損なわれないよう、その取り扱いには細心の注意が求められます。

#### ■県の取組

県は、展示等による文化財の公開について、市町や文化財所有者等と連携し、十分な協議を経たうえで積極的に取り組みます。

また、市町や所有者等が公開を行う場合には、文化財の展示環境の状況確認や展示の方法等について、必要に応じた技術支援を行います。

#### ■市町の取組

市町は、県及び所有者と連携し、十分な協議を経たうえで文化財の積極的な公開に取り組むことが望めます。また、所有者等が公開を行う場合には、県と情報共有のうえ、必要に応じた技術支援を行うこととします。

#### ■所有者等の取組

文化財は所有者の個人財産であり、所有者は、その価値が損なわれない範囲で、積極的な公開に取り組むことが期待されます。建造物や記念物の場合は、文化財の本質的価値を維持したうえで、その特性を活かした催し物等を実施することも可能です。また、無形文化財や無形民俗文化財では、価値ある芸能や行事等を披露する場を利用し、その価値を広く発信することが可能なので、文化財の性質に応じ、柔軟に対応することが望めます。

### (3) まちづくりと観光誘客

文化財を活かしたまちづくりは、その地域に住まう人々が心豊かに暮らすことへとつながるだけでなく、その地域の魅力を発信する手法としても有効です。この場合も文化財の本質的価値を損なうことなく進めていくことが求められます。また、個々の文化財をまとめ、地

域にある複数の文化財を「関連文化財群」<sup>i</sup>として活用することが効果的です。

文化財は個々に性格が異なります。そのため、それぞれの性質に応じた活用を行うことを念頭に置きつつ、多様な方法を考えることが大切です。

#### ■県の取組

県は、まちづくりに活用できる文化財について、個別文化財や関連文化財群としての価値に関する情報発信を市町と連携して取り組みます。その活用にあたっては、市町に対する技術的支援を行います。なお、文化財を核とした観光誘客については雇用経済部観光局、まちづくりに関しては県土整備部が県の主管部局として、教育委員会と連携して取り組みます。

#### ■市町の取組

市町は、文化財保存活用地域計画の策定等により、個々の文化財が持つ性質を加味し、まちづくりや観光誘客への積極的な取組を進めることが重要です。必要に応じ県と情報共有を行い、文化財所有者等への技術的支援を行うとともに、関係部局や関連団体との綿密な協議が求められます。

文化財をまちづくりに活かす方法として、文化財保存活用地域計画のほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき、市町が歴史的風致維持向上計画を策定し、ソフト・ハードの整備を進める方法があります。市町の状況に応じ、これら国が定める制度を活用するのが効果的です。表4には、現在県内で事業展開している歴史的風致維持向上計画を示しました。

表4 三重県内の歴史的風致維持向上計画策定状況

策定市町	計画の名称	認定日	計画期間
亀山市	亀山市歴史的風致維持向上計画	平成21(2009)年1月19日	平成20(2008)～令和2(2020)年度
明和町	明和町歴史的風致維持向上計画	平成24(2012)年6月6日	平成24(2012)～令和2(2020)年度
伊賀市	伊賀市歴史的風致維持向上計画	平成28(2016)年5月19日	平成28(2016)～令和7(2025)年度

これら以外の取組として、平成27年度から文化庁が実施している日本遺産魅力発信事業があります。県内では現在、表5の取組がなされています。

#### ■所有者等の取組

文化財の所有者等は、文化財が貴重な国民的財産であることをふまえ、個人財産としての権利等が侵害されない範囲で、市町等が行う文化財をまちづくりに活かすための取組に協力することが望まれます。

<sup>i</sup> 「関連文化財群」とは、域内にある様々な文化財を、有形・無形、指定・未指定に関わらず歴史的・地域的関連性に基づいて一定のまとまりとしてとらえたもので、文化庁が歴史文化基本構想の中で位置づけ、法改正に伴う文化財保存活用地域計画でも重視されている考え方です。



表5 三重県内の日本遺産認定の状況

実施市町	名 称	認定年度
明和町	祈る皇女齋王のみやこ 齋宮	平成 27(2015)年度
伊賀市(代表は甲賀市)	忍びの里 伊賀・甲賀一リアル忍者を求めて一	平成 29(2017)年度
鳥羽市・志摩市(代表は鳥羽市)	海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち	令和元(2019)年度

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財が所有者の個人財産であることを最大限に尊重したうえで、文化財がまちづくりに活かされることについて、可能な限りの協力を行うことを望みます。

第3節 継承

(1) 市町による文化財保存活用地域計画の策定

平成 31(2019)年 4月 1日に施行された改正文化財保護法には、文化財保存活用地域計画の策定が示されています。これは法定計画として、市町が中心となり、域内の文化財について総合的に保護し活用するための計画として位置づけられています。

■県の取組

県は本大綱に基づき、市町の地域計画策定に対し、県内全体の文化財保存活用をふまえた支援を行います。また、文化財担当の専門職員が配置されておらず、策定が困難な市町に対しては、県は技術的支援を積極的に行います。

県は、県埋蔵文化財センターが埋蔵文化財にかかる調査や研究の技術的支援を、社会教育・文化財保護課が埋蔵文化財以外の文化財に関する技術的支援を主に行います。支援の具体的な内容については、市町と県が協議するとともに、県はその内容に応じて県他部局の協力と支援について調整します。

■市町の取組

市町は、域内の文化財に対する総合的な取組を進めるため、文化財保存活用地域計画の策定について積極的に検討し、条件が整えば実施することが求められます。

地域計画をまとめるにあたっては、第4章で見た県域全体や個々の地域が持つ特徴をふまえ、個々の文化財が持つ特質に応じた保存・活用を図る必要があります。それとともに、所有者や地域住民の意向を把握し、地域社会総がかりで積極的な保存・活用・継承が行われるよう、文化財所有者等が行う様々な取組や、地域が行う活動への支援が求められます。

市町による文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、文化財の種類に応じ、表6の対

表6 文化財保存活用計画における文化財の対応

文化財の種類	対応方針	備 考
指定文化財(国・県・市町)	原則対象とする	
登録文化財(国)	必要に応じ対象とする	
無指定文化財	必要に応じ対象とする	必要に応じ指定・登録等をめざす

応が考えられます。

#### ■文化財の保存・活用と地域区分

文化財を地域の中で保存・活用するためには、その文化財が経てきた地域の特性をふまえることが効果的です。県内は、第4章で示した地域（ステージ）があります。それぞれのステージに即し、個々の文化財に関係性を見いだすことで、保護・活用の意義を一層向上させることができます。

### （2）個別文化財の保存活用計画

改正文化財保護法では、個別の国指定文化財に関し、所有者による保存活用計画の策定が法的に位置づけられました。また、令和2（2020）年4月1日施行の改正三重県文化財保護条例では、所有者による三重県指定文化財の保存活用計画の策定を位置づけました。

#### ■県の取組

県は法及び条例に基づき、国・県指定文化財の保存活用計画の策定について、市町を通じ所有者等に積極的に呼びかけるとともに、必要に応じた支援を行います。

#### ■市町の取組

市町は県と連携し、管内の国・県指定文化財所有者等に対して、文化財保存活用計画の積極的な作成を呼びかけるとともに、必要に応じた支援を行うこととします。また、市町指定文化財の保存活用計画については、必要に応じ文化財所有者にその策定支援をします。

#### ■所有者等の取組

文化財所有者等は、県や市町からの呼びかけに応じ、国・県指定文化財の保存活用計画の策定を行うことが望まれます。また、策定の際には県及び市町と協議のうえ、行政への支援を要請することとします。

### （3）所有者や市町等が行う文化財修理・整備等の取組への支援方針

#### ■県の財政的支援

三重県では、条例第12・24・30・40・46・51条及び以下の規則・要綱・要領に基づき、市町・所有者等が行う文化財の記録・修理・整備について、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対象となるのは国・県指定文化財に関する記録・修理・整備等です。

- ・三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号）
- ・教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年1月28日三重県告示第52号）
- ・文化財関係事業補助金交付要領（昭和58年4月1日教育長制定）
- ・地域文化財総合活性化事業補助要項（平成30年2月1日制定）

文化財の修理・整備事業を実施する際には、以下の流れで実施します。

- |   |           |        |             |                     |
|---|-----------|--------|-------------|---------------------|
| ① | 文化財所有者    | → (協議) | → 市町文化財保護部局 | * 事業内容確認            |
| ② | 市町文化財保護部局 | → (協議) | → 県教育委員会    | * 必要に応じ県は文化財所有者とも協議 |
| ③ | 県教育委員会    | → (協議) | → 文化庁       | * 国指定文化財等の場合        |
| ④ | 事業化       |        |             |                     |

なお、必要経費の準備や諸手続きにより、④の事業化は①の協議がはじまってから1年ほどの時間を要することがあります。そのため、突発的・緊急的な場合以外は、修理・整備には十分な計画を立てることが必要です。

#### ■技術的支援

文化財の修理・整備にあたっては、国・県指定文化財等に限定することなく、県・関係市町が技術的に支援します。

#### ■その他

県内に所在する世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産に関しては、『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道保存管理計画』に基づき、関係市町と県が協力してその保全を行っています。

### (4) 県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財

地方自治法で、県は市町を包括する広域の地方公共団体として、広域事務及び補完事務を担うことになっています<sup>1</sup>。これらに該当する文化財と、県有財産として所有する文化財について、県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財とします。

#### ■世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産については、資産の所在地である大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町を中心に、県教育委員会、県地域連携部、県土整備部、県農林水産部が連携して積極的な保存と活用を行います。また、関連する新たな資産の確認や調査を行い、価値が明らかになったものには保護の措置を図ります。

#### ■鳥羽・志摩の海女漁の技術

国指定無形民俗文化財の「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた国内環境整備のための情報発信を行います。

#### ■斎宮跡

三重県を代表する遺跡である国史跡斎宮跡については、管理団体である明和町と県が連携して積極的な保存・活用に取り組んでいます。斎宮跡を解明するために必要な計画調査は、明和町の協力のもと斎宮歴史博物館が実施しており、平成 28(2016)年度に「史跡斎宮跡発

<sup>1</sup> 地方自治法第2条第5項には、「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として」「広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。」とあります。

掘調査基本方針」を策定し重点的調査地域を定めて進めています。また、重要な遺構・遺物等が確認された場合には、史跡の評価を高めるため重点的に取組を進めます。今後も、明和町との綿密な連携のもと、実態解明のための調査を計画的に進める必要があります。

史跡整備については、県が史跡中央部の「さいくう平安の杜」を整備し、平成 27(2015)年 10 月に完成しました。今後の方針については、史跡全体を見据え、県と町が綿密に協議しながら進める必要があります。また、出土遺物の一部は「三重県斎宮跡出土品」として国指定重要文化財となっており、史跡ともあわせ、有効な公開展示を行っていきます。

#### ■天然記念物

特別天然記念物カモシカ、国天然記念物ネコギギ・オオサンショウウオ、県天然記念物オオダイガハラサンショウウオなどの生息する地域を定めずに指定されている天然記念物については、生息域に関する調査を継続的に進めています。関係市町との連携のうえ、引き続き県が全県的な調査を行い、保護のための指針を作成します。

#### ■旧第三尋常中学校校舎（県立上野高等学校）

県有財産の県指定有形文化財(建造物)である旧第三尋常中学校校舎(県立上野高等学校)については、県教育委員会による耐震工事と修理を、令和 2(2020)年度から 2ヶ年で実施する予定です。これによって、生徒が安心して学べる空間を確保するとともに、文化財の適切な保存を図ります。

#### ■発掘調査出土資料

県が実施する発掘調査によって出土した文化財(出土品)を有効に活用するため、学校教材としての利用を進めるとともに、施設公開のほか、公開講座などの開催を通じた情報発信を積極的に推進します。

また、出土品には金属や植物類を素材とした脆弱品も含まれます。県の文化財として大切に保存するための処理を行うとともに、年々増加する出土品を適切に保管するため、施設の確保を進めます。

### 第 4 節 専門的人材の確保と育成

文化財を適切に保存・活用し、未来へと継承するためには、専門職員の確保と人材育成が重要です。改正文化財保護法成立の際の衆議院・参議院文部科学委員会において、「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと」が附帯決議されており<sup>i</sup>、県及び市町には、それをふまえた対応が求められています。

#### (1) 県の取組

##### ■人材の養成と確保

県には、付録の表 1 に示した文化財関係機関があり、それぞれの役割に応じた専門性を有

<sup>i</sup> 平成 30(2018)年 5 月 18 日衆議院文部科学委員会、同年 5 月 31 日参議院文部科学委員会

しています。また、県では文化財保護指導委員を毎年 50 名前後任用しています。県はその機能を維持するため、必要な研修等を通じたスキルアップとともに、定期的な人材確保を今後も継続して実施します。

#### ■埋蔵文化財発掘技術者研修（教員研修）

県では、県内の学校教員を対象として、埋蔵文化財の発掘調査等についての専門的知識と技術を習得し、教育現場へと還元する目的で研修事業を実施しています（参考資料 1）。教育現場との連携のため、今後も継続して実施します。

#### ■埋蔵文化財発掘調査市町職員研修

県埋蔵文化財センターでは、「埋蔵文化財発掘調査市町職員研修」を実施しています（参考資料 2）。文化財専門職員が配置されていない市町に対しては、この研修を有効に活用するよう促すとともに、状況に応じた専門職員の配置を市町に対して呼びかけます。

#### ■その他の研修

県及び市町の専門職員を含む文化財担当職員に対しては、表 7 の会議や研修・講習等を開催し、情報共有とともに能力の開発を進めます。

なお人材育成については、国が令和元年度から実施する「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修」などがあり、国が進める研修への参加についても対象者や市町に対し、積極的に呼びかけを行います。

#### ■文化財保護指導委員

文化財の巡視や文化財所有者等への助言を行う文化財保護指導委員については、その人員を適切に確保します。また、任命した人員に対しては、スキルアップを図るための研修や、災害時の文化財レスキューのための研修を適宜行います。

## （2）市町の取組

専門職員が配置されている市町については、定期的な人材確保と育成が求められます。専門職員が配置されていない市町については、県等が開催する研修・講習等へ文化財担当職員が積極的に参加するとともに、総合的な判断を行いながら専門職員の配置に努めることが望まれます。

人材育成については、域内の文化財に関する研修会や講演会を定期的実施するとともに、近隣市町と連携した取組や県内外からの有識者招聘によってスキルアップを図るよう努めることとします。

表 7 県教育委員会が実施する会議・研修など

会議・研修名	主催	開催日時	対象	内容
三重県文化財保護連絡会議	県教育委員会	年 2 回	文化財行政担当者	文化財保護に関する情報共有と意見交換
三重県埋蔵文化財専門担当者会議	県埋蔵文化財センター	年 2 回程度	文化財行政担当者・関係者	埋蔵文化財保護にかかわる情報共有と意見交換
三重県文化財保護指導委員会会議	県教育委員会	年 1 回程度	県文化財保護指導委員	文化財巡視（パトロール）事業の実施と研修

市町埋蔵文化財担当 職員研修	県埋蔵文化財セン ター	半期～通 年	専門経験のな い文化財行政 担当者	埋蔵文化財の事務手順、 発掘調査実地研修他
世界遺産「紀伊山地の 霊場と参詣道」三県協 議会	世界遺産「紀伊山地 の霊場と参詣道」三 県協議会	年1回	文化財行政担 当者	世界遺産の保存・活用にか かる担当者の育成
世界遺産「紀伊山地の 霊場と参詣道」三県協 議会専門委員会	世界遺産「紀伊山地 の霊場と参詣道」三 県協議会	年1回	文化財行政担 当者	世界遺産にかかる課題 の共有、専門的な知識の 向上
世界遺産「紀伊山地の 霊場と参詣道」行政担 当者会議	世界遺産「紀伊山地 の霊場と参詣道」三 県協議会	年1回	文化財行政担 当者	文化財以外の行政担当 者も含めた情報共有世 界遺産の保存・活用にか かる担当者の育成
文化財講習会	県教育委員会、三重 県文化財所有者等 連絡協議会	年1回	文化財所有 者、文化財行 政担当者、県 民	文化財の保存活用に関 する基礎知識の向上
世界遺産講演会	県教育委員会	年1回	文化財行政担 当者、県民	世界遺産に関する知識 の向上

## 第6章 防災及び災害発生時の対応

### 第1節 対応方針

#### (1) 方針の位置づけ

三重県では、三重県防災会議により『三重県地域防災計画』が作成されています。この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県内の風水害等への災害対策を関係機関が総合的・計画的に推進し、県民の皆さんの生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共福祉の確保を目的としています。文化財の防災及び災害発生時の対応は、『三重県地域防災計画』を上位計画と位置づけ、本大綱では具体的かつ細部の内容について方針を定めます。

#### (2) 災害規模による対応

国立文化財機構文化遺産防災ネットワーク推進会議<sup>1</sup>が作成した「文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン」(令和2(2020)年2月)では、文化遺産にかかる防災及び災害時の連携体制について表8の区分をし、文化遺産防災ネットワークによる救援・支援に係る区分設定では、表9のようにレベル1～4の区分をしています。本大綱の記載は、表8の「1 都道府県内連携体制」、表9の「レベル1・2」を念頭に置いたものとしています。

表8 文化遺産を守るための連携体制区分

区分	内 容
1	都道府県内連携体制
2	都道府県間連携体制(広域連携)
3	文化遺産に係る専門的全国組織等によるネットワーク

表9 文化遺産防災ネットワークに推進会議による4レベル区分(抄)

レベル1	被災の規模や程度は比較的小さく、都道府県内の連携体制で対応が可能な状態。
レベル2	被災した都道府県市等が連携体制救援の主体となるが、場合により文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体からの支援が必要な状態。
レベル3	被災した都道府県内連携だけでは対応できず、都道府県は対策本部を設置し、外部からの協力を求める必要がある状態。
レベル4	都道府県内連携だけでは対応できず、被災都道府県は国への救援要請をする必要がある状態。

また、時系列としての災害対応には、①事前に行う準備、②発生した際の対応、③発生後の対応、の大きく分けて3段階があり、それぞれの段階に応じた対応が求められます。

<sup>1</sup> 国立文化財機構による文化遺産防災ネットワークとは、文化庁と国立文化財機構による検討により、今後発生が予想される大小の自然災害に対する備えを作るため、文化庁の補助事業として開始された文化財防災ネットワーク推進事業にあたります。

## 第2節 事前の備え

### (1) 想定される被害と防災対策

『三重県危機管理計画』では、「地域防災計画等に基づき対応する危機事例」の区分として「自然災害」と「事故」を示しています<sup>1</sup>。「自然災害」は「地震、津波」と、「台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪」に区分しています。また、「事故」には「大規模なビル火災、工場火災」や「大規模な山林火災」などを想定しています。文化財の災害対策は、これらが複合的に発生することも想定しておく必要があります。

各種の災害に備えるためには、有形文化財・有形民俗文化財等の動産は所在場所の確認を、建造物や史蹟名勝天然記念物等の不動産は、現況確認を行っておく必要があります。

災害に備えるための事前対応としては、表9のようなことがあります。

表9 災害の内容と事前対応

災害の内容	事前対応
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形条件の確認と対策（津波等ハザードマップの確認等）</li> <li>・避難経路の確認</li> <li>・耐震補強（建造物、美術工芸品収蔵施設の場合）</li> <li>・可能な限り高所での保管（美術工芸品等）</li> </ul>
台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形条件の確認と対策（ハザードマップの確認等）</li> <li>・避難経路の確認</li> </ul>
火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器、消火設備の設置と点検</li> <li>・避難経路の確認</li> </ul>

### (2) 『三重県地域防災計画』での位置づけ

『三重県地域防災計画』（令和2（2020）年3月修正版）では、文化財の保護に関して以下のように位置づけています。

『三重県地域防災計画』風水害等対策編（令和2年3月）		
第2部 災害予防・減災対策		
第1章 自助・共助を育む対策の推進		
第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）		
第2項 対策項目		
【公助】		
実施主体	対象	対策（活動）項目
県	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

<sup>1</sup> 『三重県危機管理計画』別表3の「(参考)」による。



市町	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
----	----------	----------------------------

第3項

■ 県が実施する対策

2 地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進  
 地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■ 市町が実施する対策

4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進  
 地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(3) 文化財の防災対策の推進

『三重県地域防災計画』地震・津波対策編（令和2年3月）

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
市町	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

第3項 対策

■ 県が実施する対策

2 地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進  
 地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■ 市町が実施する対策

4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進  
 地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(3) 文化財の防災対策の推進

## ■県の役割

県は、『三重県地域防災計画』風水害対策編、同地震・津波対策編に基づき、文化財防火デー等を活用した地域の文化財防災意識向上に努めます。

国・県指定文化財の防災について、県教育委員会は『三重県文化財防災マニュアル』（2017年）を作成し、市町と共有するとともに、市町を通じ、文化財所有者への周知を図っています。県は、市町を通じ当該マニュアルの周知徹底を行い、所有者に対し災害への備えを行うよう呼びかけます。

また、文化財の防災のために必要な設備に対しては、国、市町及び所有者と協議のうえ、必要な支援を行います。さらに、文化財リストの整理を行い、市町や関係部局との情報共有をするとともに、緊急時連絡体制の整備、県職員（文化財保護指導委員を含む）を対象とした文化財レスキュー研修を実施します。

## ■市町の役割

市町は、防災部局と協力し、域内にある文化財の防災対策の状況を把握するとともに、文化財所有者に対する防災対策の実施を周知することが求められます。文化財の防災のために必要な設備については、国、県及び文化財所有者と協議のうえ、必要な支援を行うことが求められます。

また、県及び文化財所有者と協議のうえ、文化財リストの作成を行うとともに、災害時に文化財を避難させる場所（一時避難場所を含む）の検討と確保も重要です。

## ■所有者等の役割

文化財所有者は、市町が作成する文化財リストの作成に協力するとともに、『三重県文化財防災マニュアル』等を参考に文化財防災のための日常管理を行い、平時において防災訓練等を実施し、市町及び県と協議のうえ、必要な防災設備の設置を進めることが求められます。なお、災害時にどのような対応が可能かを、市町や地域の関係者と共有しておくことも大切です。

## ■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財防災の必要性を認識するとともに、平時における文化財の防災訓練等に対し、可能な限りの協力を行うことを望みます。

## （3）文化財リストの作成

県及び市町は、守るべき文化財について、文化財リストを作成します。作成したリストは関係機関で共有しますが、個人情報が含まれる場合については、法や県条例に基づき適切な管理を行うこととします。

文化財リストには、名称、員数、所在地、所有者、指定の有無等の情報を記載します。また、極力個別に写真を撮影し、複数機関が保存することで、緊急時の対応に備えるようにします。

文化財リストの作成は、文化財所有者による協力と県との協議のうえ、市町が主に行うこととします。作成する文化財リストは以下の対象及び取り扱いとします。

表10 文化財リストの対象と取り扱い方法

区分	対象	取り扱い方法
1	国指定等文化財	必ず作成する
2	県指定等文化財	必ず作成する
3	市町指定等文化財	必ず作成する
4	国登録文化財	必ず作成する
5	無指定文化財	市町が必要と認めたものを掲載する

無指定文化財には、県や市町が自治体史を編纂する際に収集した資料や、地域にとって大切にされている文化財を含めることができると考えられます。

文化財リストは、市町の調査等により必要に応じ適宜追加できるものとします。

### 第3節 災害発生時直後の対応

#### (1) 『三重県地域防災計画』での位置づけ

『三重県地域防災計画』（令和2年3月）では、災害発生時直後の文化財対応を、以下のよう位置づけています。

『三重県地域防災計画』風水害等対策編（令和2年3月）			
第5部 発災後の応急・復旧対策			
第4章 復旧に向けた対策			
第3節 文教等対策（復旧17）			
第1項 活動方針			
○文化財の被害情報を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。			
第2項 主要対策項目			
<共通>			
対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災後3日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）
第3項 対策			
■県が実施する対策			
6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊<教育対策班>）			
(1) 被害報告			
文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。			

## (2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導のもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

### ■市町が実施する対策

#### 7 文化財・歴史的公文書等の保護

##### (1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊<教育対策班>に報告する。

調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に連絡の上、県との協議を行う。

##### (2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は県の指示・指導等のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

### 【市町地域防災計画記載検討項目】

#### (4) 文化財の保護

### ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合は、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

## 『三重県地域防災計画』地震・津波対策編（令和2年3月）

### 第3部 発災後対策

#### 第7章 復旧に向けた対策

##### 第3節 文教等対策（発災29）

#### 第1項 活動方針

○ 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

#### 第2項 主要対策項目

<共通>

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊 （教育対策班）	【発災後3日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

### 第3項 対策

#### ■県が実施する対策

##### 6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

###### (1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

###### (2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

#### ■市町が実施する対策

##### 7 文化財・歴史的公文書等の保護

###### (1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡のうえ、県との協議を行う。

###### (2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

#### 【市町地域防災計画記載検討項目】

###### (4) 文化財の保護

#### ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

文化財への対応は、人命や生活にかかる対応が一定程度落ち着いた後に実施することとして位置づけられています。人命・生活にかかる対応が落ち着いた後は、可能な限りの情報収集及び県や市町への情報提供が必要です。

## (2) 被災文化財等への対応

### ■ 県の役割

災害発生時直後からの文化財等への対応には、教育委員会と県環境生活部文化振興課が連携し、被災文化財等への対応をします。文化振興課では、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱（仮称）」及び「三重県文化資産防災ネットワーク活動要項（仮称）」の策定（令和2（2020）年度下半期以降）に向け検討を進めているところです。この要綱・要項の策定後は、それに基づいて対応しますが、本大綱では、その骨子をあらかじめまめています。

被災時における県全体の体制は図5に、被災時の具体的な動きは図6に示します。

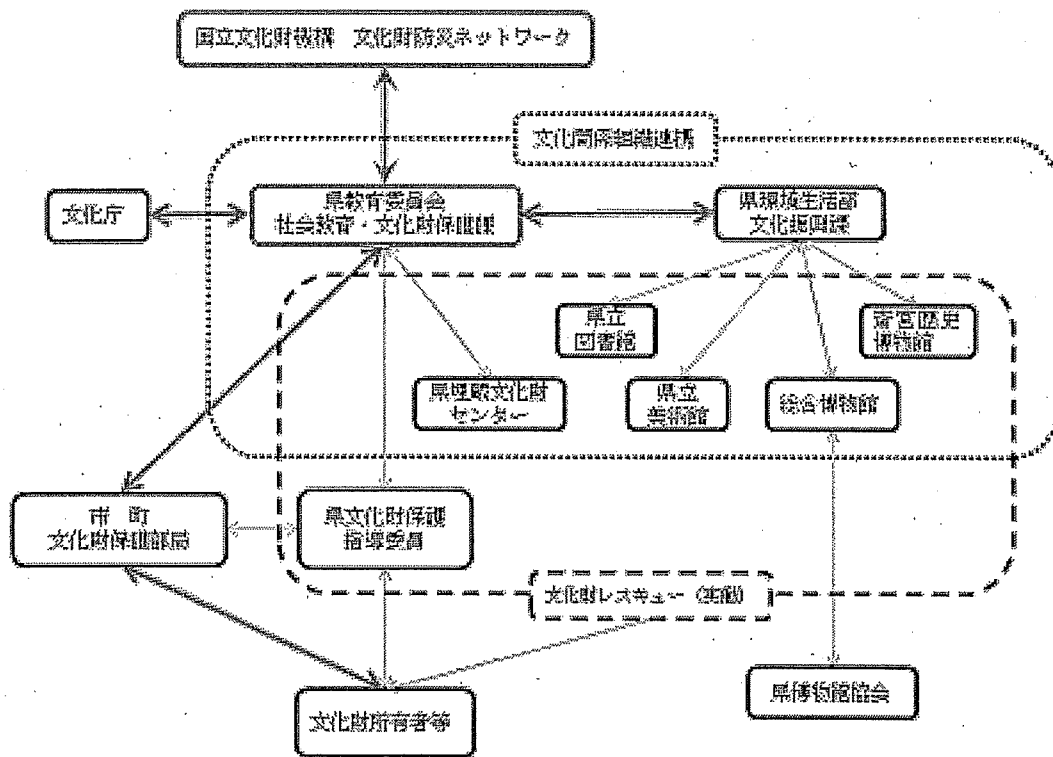


図5 文化財防災・レスキュー関係図

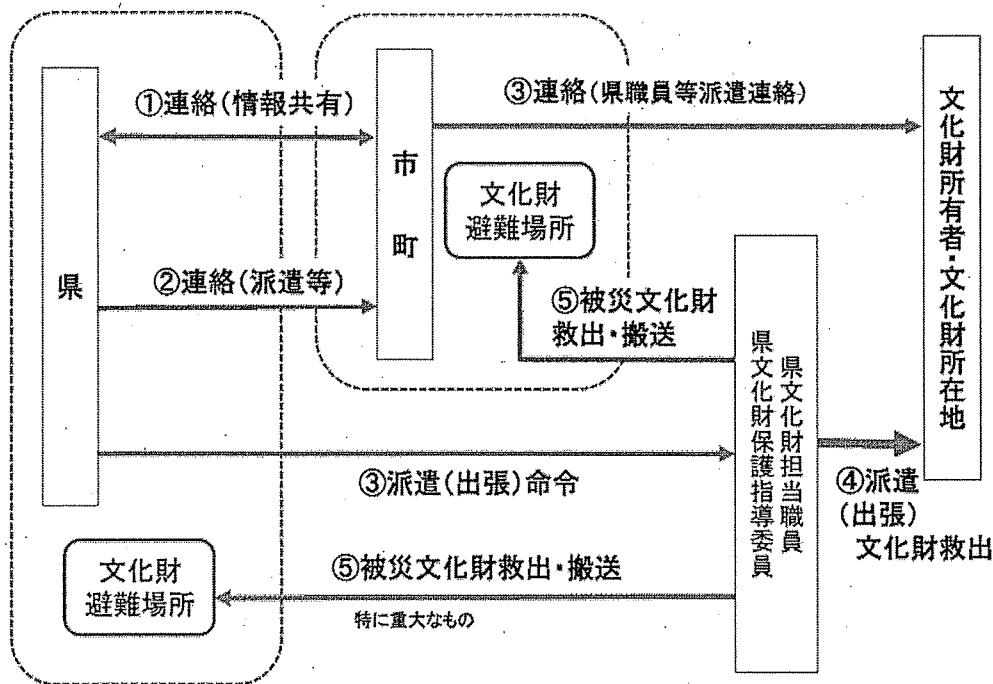


図6 文化財災害対応チャート図

災害発生後被災時において、実際に行う内容としては以下のものがあります。いずれも市町からの要請に基づき、文化財リスト記載の文化財を対象に、県と市町が連携して行うこととします。

- ・ 県文化財担当職員（県文化財保護指導委員を含む）による被災文化財状況確認の実施
- ・ 被災文化財の緊急避難及び一時保管
- ・ 被災文化財の応急処置

また、規模が大きな災害が発生した場合、行政的対応以外に、三重県博物館協会や全国各地の団体等が独自に文化財レスキュー活動を実施することも想定されます。複数団体のレスキュー活動に関する調整についても、市町と連携のもと県が実施します。

#### ■市町の役割

実際に被災した市町では、文化財に関する業務の実施が困難な状況となっていることが予想されます。その場合、市町は県と協議のうえ、以下に示した文化財等の保護に関する最低限の連絡調整を実施することとします。

- ・ 文化財所有者等及び県との連絡調整
- ・ 文化財を緊急避難させる施設又は場所の確保
- ・ 応急処置文化財の引き受け
- ・ 被災文化財の修理（応急処置）に関する連絡調整等

#### ■所有者等の役割

文化財所有者は、人命優先での行動のうえ、二次災害を避けるとともに、文化財が被災した場合には速やかに関係市町等への連絡を行うことが求められます。

#### ■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんには、被災時には、人命優先での行動を心がけたうえで、危険な状態の文化財に近づかず、被災した文化財を確認した際には地元市町の教育委員会等文化財保護部局へ連絡するなど、時宜に即した対応をしていただくことを望みます。

### (3) 国及び関係機関との連携

表9のレベル3・4（一部レベル2を含む場合もあります）のような広域に及ぶ大規模災害や、県のみでは対応できない多くの被災案件が発生した場合、県は国と連絡調整のうえ、国及び関係機関に必要な応援を要請します。また、県内博物館の連携組織である三重県博物館協会とも相互に情報を共有します。県は、『三重県地域防災計画』等に基づきその事務を総括し、適切な連携が行われるよう調整をします。

表 1 1 文化財災害時に連携する機関

名 称	連 絡 先	機関の性格
国立文化財機構 文化遺産防災ネットワーク	奈良県奈良市登大路町 50 (事務局：奈良国立博物館) Tel0742(22)7008	国立文化財機構が主催する文化遺産防災ネットワークの窓口
三重県博物館協会	津市一身田上津部田 3060 (事務局：三重県総合博物館) Tel059(228)2283	県内の博物館ネットワーク

## 第 4 節 災害後の対応

第 3 節の災害発生直後の対応がほぼ終息した段階から「災害後」となります。ここでは災害後における文化財の対応をまとめます。

文化財を含めた災害復旧は、可能な限り早期に進めることが必要ですが、大規模災害の場合はそれが困難なこともあります。そのため、広範囲な災害が発生した場合には、文化財関係者は相互の情報共有を平時以上に行うことが大切です。

### ■県の役割

県は、地域の文化財被害について全容を把握するとともに、被災文化財の応急処置及び仮保管の方針について、市町及び文化財所有者と協議をします。また、応急処置を脱した文化財や、復旧の方針が整った文化財については、国、市町及び所有者と協議・連携のうえ、その修理への支援をします。

被災地域で埋蔵文化財発掘調査の必要が生じた際には、国及び市町との協議を進め、適切な対処に努めます。

### ■市町の役割

市町は、その被害地域の規模によって対応が異なるので、状況に応じた対応を行います。

<被害範囲が広い、または大きい場合>

県と協議し、県あるいは国への支援要請等必要な対策を講じます。

<被害範囲が狭い、または小さい場合>



域内の文化財被害について全容を把握するとともに、被災文化財の応急処置及び仮保管の方針について、県及び文化財所有者と協議をします。また、応急処置を脱した文化財や、復旧の方針が整った文化財については、国、県及び所有者と協議・連携のうえ、その修理への支援をします。

#### ■所有者等の役割

所有する文化財に、災害発生直後には分からなかった被害を確認した場合、危険を伴わない範囲での被災状況の確認をするとともに、関係市町、県等への報告を行います。また、被害の状況に応じ、修理のための手続きについて関係市町及び県と協議をします。

## 第7章 文化財の保存・活用・継承の推進体制

県内の文化財を保存・活用・継承するため、以下に掲げる組織（機関）がそれぞれの職務に応じ連携して取り組みます。

### （1）県の組織（本庁）

#### ■文化財保護

教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

Tel059-224-2999・3328 Fax059-224-3023 E-mail shabun@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 文化財保護に関する総括  
有形文化財に関すること（有形文化財班）  
無形文化財、民俗文化財、記念物に関すること（記念物・民俗文化財班）  
県埋蔵文化財センターに関すること（同）  
災害時の文化財等レスキュー（総括）
- ・職員 20名（うち、文化財保護総括2名、建造物担当1名、美術工芸品担当1名、民俗文化財・無形文化財担当1名、史跡担当1名、名勝担当1名、天然記念物担当1名、埋蔵文化財担当2名、）

#### ■文化政策・博物館等

環境生活部 文化振興課

Tel059-224-2176・2233 Fax059-224-2408 E-mail bunka@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 文化政策に関する総括  
県立図書館に関すること（拠点連携班）  
三重県総合博物館に関すること（同）  
県立美術館に関すること（同）  
斎宮歴史博物館に関すること（同）  
災害時の文化財等レスキュー（総括）
- ・職員 16名

#### ■熊野参詣道（熊野古道）活用

地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課

Tel059-224-2193 Fax059-224-2418 E-mail hkishu@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 熊野古道伊勢路の活用に関すること（事業推進班）  
東紀州地域振興公社に関すること（同）
- ・職員 8名

## ■観光

雇用経済部 観光局 観光政策課

Tel.059-224-2077 Fax059-224-2801 E-mail kanko@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 観光振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること
- ・職員 7名

雇用経済部 観光局 観光魅力創造課

Tel.059-224-2830 Fax059-224-2801 E-mail kankomi@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 国内からの誘客に関すること（国内誘客班）  
みえ観光の産業化推進委員会に関すること（観光魅力創造班）
- ・職員 9名

雇用経済部 観光局 海外誘客課

Tel.059-224-2847 Fax059-224-2801 E-mail inbound@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 海外からの誘客に関すること
- ・職員 8名

## ■希少生物等

農林水産部 みどり共生推進課

Tel.059-224-2578・2627 Fax059-224-2070 E-mail midori@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 生物多様性の確保に関すること（野生生物班）  
鳥獣の保護及び各種調査に関すること（同）  
自然公園施設等の整備・管理に関すること（自然公園班）
- ・職員 13名

## ■海女漁業振興

農林水産部 水産資源・経営課

Tel.059-224-2582 Fax059-224-2608 E-mail suikan@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 海女漁業の振興に関すること（資源管理班）
- ・職員 15名

## ■都市計画、まちづくり

県土整備部 都市政策課

Tel.059-224-2718・2748 Fax059-224-3270 E-mail toshiki@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 都市計画決定に関すること（都市計画班）  
都市再生整備計画事業に関すること（市街地整備班）  
景観政策に関すること（景観・屋外広告班）
- ・職員 23名

## (2) 県の組織（関係機関）

### ■埋蔵文化財

#### 【教育委員会】

三重県埋蔵文化財センター

Tel.0596-52-1732 Fax0596-52-7035 E-mail maibun@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 県内の埋蔵文化財保護  
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員 40名

### ■博物館、美術館、図書館

#### 【県（環境生活部）】

三重県総合博物館

Tel.059-228-2283・2178 Fax059-229-8310 E-mail MieMu@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 県の文化に関する総合的な情報発信及び研究  
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員 22名

三重県立美術館

Tel.059-227-2100・2220 Fax059-223-0570 E-mail bijutsu@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 県の文化（美術）に関する総合的な情報発信及び研究  
災害時の文化財等レスキュー（主に美術品）
- ・職員 11名

斎宮歴史博物館

Tel.0596-52-3800・7026 Fax0596-52-3724 E-mail saiku@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 史跡斎宮跡に関する文化財保護および普及公開  
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員 12名

三重県立図書館

Tel.059-233-1181・1184 Fax059-233-1191 E-mail mie-lib@library.pref.mie.jp

- ・業務内容 県の文化（図書）に関する総合的な情報発信  
災害時の文化財等レスキュー（主に図書）
- ・職員 20名

(3) 県の附属機関、会議等

三重県文化財保護審議会（教育委員会所管）
・審議事項 教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議 ・委員構成 20名（名簿は別添）
三重県文化財保護指導委員（教育委員会所管）
・業務内容 国・県指定文化財を中心とした状況調査（パトロール） 市町や所有者等に対する文化財保護の助言指導 ・構成 50名（令和2(2020)年度）
市町との連携（教育委員会所管）
・三重県文化財保護連絡会議

<<資料>>

別表1 三重県作成の文化財関係資料（広域のものを対象）

番号	分野	調査期間	書名	刊行元	刊行年
1	総合		『国宝重要美術品及史蹟名勝天然記念物一覧』	三重県	1950
2	総合		『三重県文化財要覧』	三重県教育委員会	1955
3	総合		『三重県文化財要覧』2	三重県教育委員会	1964
4	総合		『三重県文化財要覧』3	三重県教育委員会	1971
5	総合		『三重県の文化財』	三重県教育委員会	1996
6	建造物	1973	『三重県民家調査概報』	三重県教育委員会	1974
7	建造物	1984・85	『三重の近世社寺建築』	三重県教育委員会	1985
8	建造物	1994～96	『三重県の近代化遺産』	三重県教育委員会	1996
9	建造物	2004～09	『三重県近代和風建築総合調査報告』	三重県教育委員会	2008
10	建造物		『三重県史』別編 建築	三重県	2003
11	美術工芸		『三重県国寶調査書』	三重県	1937
12	美術工芸		『三重県国寶調査報告書』	三重県	1938
13	美術工芸	～2008	『三重県史』別編 美術工芸	三重県	2014
14	歴史資料	2007～09	『三重県石造物調査報告Ⅰ東紀州地域』	三重県教育委員会	2009
15	歴史資料	2009～13	『三重県石造物調査報告Ⅱ南伊勢地域』	三重県教育委員会	2013
16	民俗	1958	『伊勢・伊賀の羯鼓踊』	三重県教育委員会	1963
17	民俗	1960	『三重県内に於ける木地屋の技術及び生活伝承』	三重県教育委員会	1961
18	民俗	1965	『伊勢湾漁撈習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1966
19	民俗	1966	『熊野灘沿岸漁撈習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1967
20	民俗	1967	『鳥羽・志摩漁撈調査報告書』	三重県教育委員会	1968
21	民俗	1968	『度会・多気山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1969
22	民俗	1969	『伊賀東部山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1970
23	民俗	1970	『牟婁地区山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1971
24	民俗	1971	『伊賀西部山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1972
25	民俗	1972	『南勢町・南島町山漁村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1973
26	民俗	1973	『伊勢型紙を中心とした民俗資料緊急調査報告書』	三重県教育委員会	1974

27	民俗	1974・75	『三重県民俗資料分布緊急調査報告書漁事海運編』	三重県教育委員会	1976
28	民俗	1974・75	『三重県民俗地図 昭和 49・50 年度民俗文化財緊急分布調査報告書』	三重県教育委員会	1976
29	民俗	1976	『明治・大正期三重県漁事海運資料集 昭和 51 年度緊急民俗資料調査報告書』	三重県教育委員会	1977
30	民俗	1976	『明治十五年農商務第八号達古来船舶図書調』	三重県教育委員会	1977
31	民俗	1981～83	『三重県方言収集緊急調査』	三重県教育委員会	1984
32	民俗	1987～89	『三重県の諸職』	三重県教育委員会	1989
33	民俗	1988～90	『三重県の民謡』	三重県教育委員会	1990
34	民俗	1992～94	『三重県の民俗芸能』	三重県教育委員会	1994
35	民俗	1994～96	『三重県の祭り・行事』	三重県教育委員会	1997
36	民俗	2005・06	『三重県の墓制／三重県の社寺・教会』	三重県生活部	2007
37	民俗		『三重県史』別編 民俗	三重県	2012
38	民俗		『無形民俗文化財記録作成の指針』	三重県教育委員会	2018
39	史跡名勝天然記念物		『三重県における主務大臣指定史跡名勝天然記念物』第 1 冊 史蹟	三重県	1936
40	史跡名勝天然記念物		『三重県における主務大臣指定史跡名勝天然記念物』第 2 冊 名勝並天然記念物	三重県	1936
41	史跡名勝天然記念物		『大臣指定知事指定史蹟・名勝・天然記念物』	三重県	1938
42	史跡名勝天然記念物		『国宝と史蹟名勝天然記念物』	三重県	1939
43	史跡名勝天然記念物		『三重県知事指定史蹟名勝天然記念物』	三重県	1940
44	史跡名勝天然記念物		『三重県知事指定三重県史蹟名勝天然記念物調査書』	三重県	1940
45	史跡・埋蔵文化財		『三重県史』資料編 考古 1	三重県	2005
42	史跡・埋蔵文化財		『三重県史』資料編 考古 2	三重県	2008
43	埋蔵文化財	1974～76	『三重の中世城館』	三重県教育委員会	1976
44	埋蔵文化財	1983・84	『三重の近世城郭』	三重県教育委員会	1984
45	埋蔵文化財	1975～81	『三重の中世城館補遺』	三重県教育委員会	1981

46	歴史の道	1980・81	『歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道』	三重県教育委員会	1981
47	歴史の道	1981・82	『歴史の道調査報告書Ⅱ 初瀬街道・伊勢本街道・和歌山街道』	三重県教育委員会	1982
48	歴史の道	1982・83	『歴史の道調査報告書Ⅲ 大和街道・伊勢別街道・伊賀街道』	三重県教育委員会	1983
49	歴史の道	1983・84	『歴史の道調査報告書Ⅵ美濃街道・濃州道・八風道・菰野道・巡見道・巡礼道・鈴鹿の峠道』	三重県教育委員会	1984
50	歴史の道	1985・86	『歴史の道調査報告書 伊勢街道・朝熊岳道・二見道・磯部道・青峰道・鳥羽道』	三重県教育委員会	1986
51	歴史の道	1986・87	『歴史の道調査報告書Ⅵ 東海道』	三重県教育委員会	1987
52	天然記念物	1969	『昭和 44 年度天然記念物緊急調査報告』	三重県教育委員会	1970
53	天然記念物		『大杉谷動植物調査報告書』	三重県教育委員会	1972
54	天然記念物	1978	『昭和 53 年度特別天然記念物カモシカ生態調査報告書』	日本カモシカセンター、三重県教育委員会	1979
55	天然記念物	1981	『特別天然記念物カモシカ生息分布調査報告書—三重県—』	三重県教育委員会、(財)日本野生生物研究センター	1982
56	天然記念物	1985	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会 (財)日本野生生物研究センター	1986
57	天然記念物	1986～87	『紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 昭和 61・62 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	1988
58	天然記念物	1990	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 2 年度』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	1991
59	天然記念物	1992～93	『紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 4・5 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	1994
60	天然記念物	1998～99	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 10・11 年度』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2000
61	天然記念物	2000～02	『特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針』	三重県教育委員会	2002
62	天然記念物	2000～01	『紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 12・13 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2002



63	天然記念物	2001～02	『天然記念物ネコギギ緊急調査報告書』	三重県教育委員会・三重県科学技術振興センター	2003
64	天然記念物	2003～05	『天然記念物ネコギギ保護管理指針』	三重県	2005
65	天然記念物	2006～07	『平成 18・19 年度鈴鹿山地カモシカ保護地域第 4 回特別調査報告書』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2008
66	天然記念物	2007～09	『三重県天然記念物オオダイガハラサンショウウオ保護管理指針』	三重県教育委員会	2009
67	天然記念物	2008～09	『紀伊山地カモシカ保護地域第 4 回特別調査報告書 平成 20・21 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2010
68	天然記念物	2010～12	『特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針 2012』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会	2012
69	天然記念物	2014～15	『鈴鹿山地カモシカ保護地域 第 5 回特別調査報告書 平成 26・27 年度』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2016
70	天然記念物	2016～17	『紀伊山地カモシカ保護地域 第 5 回特別調査報告書 平成 28・29 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2018

\* 遺跡地図は除外しました。

\* 「美術工芸」には、彫刻・工芸・古文書・典籍を含みます。

別表2 三重県文化財保護審議会委員名簿

(任期 平成30年9月24日～令和2年9月23日)

氏名	担当分野	所属
林 良彦	建造物	奈良文化財研究所客員研究員
黒田 龍二	建造物	神戸大学大学院教授
永島 明子	絵画・工芸	京都国立博物館
梶谷 亮治	絵画・工芸	奈良国立博物館名誉館員
山口 泰弘	絵画・工芸	三重大学教授
伊東 史朗	彫刻	和歌山県立博物館長
松岡 久美子	彫刻	近畿大学准教授
藤澤 典彦	彫刻・考古資料・歴史資料(石造物)	大阪大谷大学講師
岡野 友彦	文書・典籍・歴史資料	皇學館大学教授
岡嶋 偉久子	文書・典籍・歴史資料	天理大学附属天理図書館 稀書目録室長
櫻井 治男	民俗	皇學館大学名誉教授
古家 信平	民俗	前筑波大学教授
鬼頭 秀明	民俗	中京大学講師
小澤 毅	考古資料・史跡・埋蔵文化財	三重大学教授
広瀬 和雄	考古資料・史跡・埋蔵文化財	国立歴史民俗博物館名誉教授
高橋 知奈津	名勝・埋蔵文化財	奈良文化財研究所研究員
道林 克禎	天然記念物(地質・地形)	名古屋大学教授
向井 譲	天然記念物(植物)	岐阜大学教授
前迫 ゆり	天然記念物(植物)	大阪産業大学大学院教授
森 誠一	天然記念物(動物)	岐阜協立大学大学院教授